

国民健康保険料（介護分）

三年間だけでも

五億七千七百万円（当初賦課額）をとりすぎ

十四年度から八年間も算定ミス

一昨年（二十年四月）発覚していたが公表せず！

二月五日開催の国民健康保険運営協議会において、この問題は、来年度の国保予算案の説明を求める中で明らかとなりました。

還付方針も示されず、市民への謝罪の言葉も一切ありませんでした。

期高齢者医療制度の実施にあたり、システムを変更していた平成二十年四月に、この問題が発覚したとのことです。（二面下段の図のとおりに）

また返還できない部分はあるのかなど直ちに示すよう求めました。

議会は急きよ二月十五日に全員協議会を開催し、市長から説明を求めました。

介護保険の保険料は、各保険者（国民健康保険や社会保険）が国に加入者数を報告し、その人数に基づいて市が納める保険料の総額（介護保険納付金）が決定されます。

しかし、市長はこの間違いが判明した後も公表せず、なお二年近く市民、議会への報告もありませんでした。

また議会は二月中にも平成二十二年第一回定例会を開会するため日程調整していた関係上、この問題を早急に対応し、定例会をすみやかに開会できるよう改めて求めています。

市長は「平成十二年に介護保険制度がはじまって以降、国民健康保険に加入している四十歳から六十四歳までの被保険者から徴収している国民健康保険料（介護分）について、必要以上に多くとりすぎていた」と初めて公に発表しました。

ところが、平成二十年度で見ると、とりすぎた額はわからないものの、市は実際の人数五万人よりも約二万人多く国に報告していたため、約十億円以上も多くの「介護保険納付金」を国（社会保険診療報酬支払基金）に納めていました。

議長からは、この問題は平成二十二年当初予算の編成にも影響することから、市民からとりすぎた総額、人数を確定させ、今後、市として対象者一人ひとりにどう返す。

しかし、その説明にはとりすぎた額や対象となる市民も特定できず、市民への

当局の説明によると、後

対象者一人ひとりにどう返す。

求めています。

市民も特定できず、市民への

当局の説明によると、後

対象者一人ひとりにどう返す。

求めています。

